

## 建物検査費用の支援の概要

### 1 支援対象検査

次の検査の個人間（仲介）タイプを支援対象とし、買取再販タイプは支援しない。

既存住宅売買瑕疵保険事前検査……新耐震基準（昭和56年6月導入）以降から築21年以上経過している住宅

### 2 支援額

- ・支援額は、1件当たり3万円まで（3万円を上回ったときは、上回った額は検査を依頼した宅建協会会員が負担）
- ・支援件数は、同一年度で1会員5件まで
- ・支援の期間は、当該年度の予算額に達した時点又は2月末日のどちらか早い方で終了（参考：H28年度予算額は60万円）

### 3 検査機関

建物検査機関は、第三者機関であるハウスプラス中国住宅保証（株）（以下「ハウスプラス中国」という。）が行う。

### 4 支援の流れ

別紙の建物検査流れ図のとおり

### 5 検査手数料

ハウスプラス中国は、広島県宅建協会が実施している建物検査の第三者機関で、建物面積に関係なく1件3万円（税込）で検査を行っており、本県もその額で検査を行う。

（参考：通常料金 125㎡未満：3万円＋税、125㎡～150㎡未満：3万5千円＋税、150㎡～200㎡未満：4万円＋税、200㎡以上：別途見積）

次ページ以降は 会員ページ